

静岡市排水設備工事について

静岡市上下水道局 下水道部
下水道維持課 排水設備係

無届工事について

無届工事はいずれ必ず発覚します。

発覚した場合、停止処分が行われます。

無届工事をする...

- ・ 指定工事店としての指定停止処分
- ・ 申請者、発注者の条例違反
- ・ 他の指定工事店への影響
- ・ 上下水道局の大きな損失

静岡市下水道条例第5条より

静岡市指定工事店の1社が法令上届出が必要である
排水設備計画確認申請書の提出を忘れ無届工事を
6件行ったため、6か月の指定停止処分を予定しております。

申請書を提出する前に取付管現地確認をお願いします。

下水道台帳はあくまで参考です

- ・道路のセットバックにより取付管が敷地境界まできていないことがあります。
 - ・敷地境界が変わること、取付管の位置が隣の敷地内に入ってしまったことがあります。
- そのような場合、下水道維持課保全係と取付管の修繕ができるか協議してください。
- 工期に余裕をもって申請をお願いします。

工事の変更が必要な場合、事前に協議を行い、変更図面の提出をお願いします。

・工事内容について協議を行ったら、変更図面に協議を行った旨をご記入ください。

建物を解体する場合、取付管の敷地境界でのキャップ止めをお願いします。

・共同管を使用していた場合、敷地境界のつなぎ目1か所だけキャップ止めしてください。

**飲食店を改装する場合、工事の申請をお願いします。
グリーストラップの能力の確認が必要となります。**

- ・グリーストラップの能力が不足すると油の流出により管の閉塞事故につながります。
- ・ラーメン屋など油を多く使う場合、グリーストラップの清掃を行わないと油の流出につながります。ラーメン屋などの工事をされる際は申請者にグリーストラップを清掃されるようご注意ください。

浄化槽から切り替える場合、浄化槽の処理方法について廃棄物対策課と協議してください。

申請書を提出される前に特別許可については下水道建設課、物件設置許可については下水道維持課管理係でご確認ください。

令和6年3月下旬より下水道台帳がホームページで閲覧可能となります。

下水道台帳について相談がある場合は各自印刷の上ご来庁ください。

計画確認申請書の指示事項等について

記入忘れや、本管情報の間違い、平面図と縦断図のすり合わせができていないなどの単純なミスが多発しています。

申請書のおよそ半数が指示ありや訂正指示書付きになっています。

提出前に再度内容の確認をお願いします。

開始・完了届について

開始届は使用開始日前に提出してください。

（3Fお客様サービス課（葵区、駿河区）、
水道事務所（清水区）確認後）

完了届は工事完了後、すみやかに提出してください。

（完了届は工事完了から5日以内に提出）

静岡市下水道条例第6条、第8条より

竣工図面について

手直し事項のうち、柵深さの訂正や接続柵の保護コンクリートの確認（施工写真）が9割を占めています。

作成時現状の柵深さ、保護コンクリートの確認をお願いします。
車両駐車等により検査の際に確認できない場合は事前に写真の提出もしくはスマホ等で撮影し、検査時に確認できるようにお願いします。

申請時に手直した箇所を再度確認し反映させてください。
竣工図面は電子化され長期間保存されるものです。

文字をつぶれないよう大きくしてください。
検査後、手書きでの修正がないようにしてください。
検査日時の確認を徹底するようお願いします。

検査に関するお願い

- コン巻き等の写真に**工事看板(施主名、住所記載)**を入れてください。検査時に現況と一致している事を確認できる**画像を提示**できれば**看板は不要**です。
- 検査後の**手直し、図面訂正等**は、検査後必ず**1か月以内に完了**してください。
- 事故、渋滞等により検査時間に間に合いそうもないときには、下水道維持課（葵区、駿河区）、下水道事務所（清水区）までご連絡下さい。
- 申請者へ**検査日の連絡**及び**立入ることの了解**を得てください。
- **セキュリティー**及び**施錠個所**を解錠してください。
- 確認時と変更がある場合は**すみやかに平面図等**により報告してください。

位置指定道路の共同管について

位置指定道路に共同管を設置される際、共同管を本管仕様にすることで、市に譲渡することができ、維持管理を市が行います。譲渡される場合は事前に協議が必要となります。

静岡市は雨水貯留浸透施設の設置を助成します！！

対象区域：下水道全体計画区域（市街化区域と市街化調整区域の一部）

助成額：設置費の 3分の2 に相当する額（限度額あり：下記）

対象施設・限度額：住宅等の敷地に設置する貯留浸透施設

・雨水浸透ます	（A型）	57,000円／基
・雨水浸透ます	（B型）	28,000円／基
・雨水貯留タンク	（200リットル以上）	30,000円
・雨水貯留タンク	（400リットル以上）	60,000円
・不用浄化槽転用施設		100,000円／基

助成制度をご利用する際には、設置購入前に許可申請が必要です。

今年度の申請は既に締め切っています。来年度の申請受付は4月から開始予定となります。

ご清聴ありがとうございました。